

皆さんの投票所はこちらです

投票所を間違えないようご注意ください。

投票所一覧表		
投票区	投票所	区 域
第 1	勤労青少年ホーム	上町・立町・高野瀬
第 2	ふれあい交流センター	袈裟尾・玉祥寺・遊蛇口・稗方・堀切
第 3	菊池市役所庁舎	中町・下町・切明・立石・迎町・中央通・横町・正院町・栄町・北原大琳寺・北宮
第 4	文化会館小ホール	西正観寺・東正観寺・片角・亘・築地
第 5	河原小学校体育館	神鶴・菊池松島・日向・柿木平・中原・藤田・下木庭・上木庭
第 6	水源支館	菊池佐野・鍋倉・原細永・日生野・伊牟田・滝黒仁田・木佐木・下組塚原・長六・岩平
第 7	水迫里山の家	戸城・永山・伊野・杉生・木護・柏・鉾の甲・生味・古川・立門
第 8	龍門小学校体育館	寺小野・染土・長野・龍門1・雪野・小木・中山・鳳来・穴川
第 9	迫間支館	西迫間・七坪・市野瀬・中野瀬・太田・東迫間・戸豊水・大柿菊池平野・茂藤里・篠倉・伊倉・道園・金峰
第 10	西部市民センター	深川・上長田・野間口・神来・上西寺・中西寺・辻・下西寺・南古閑北古閑・東原
第 11	花房小学校体育館	村田・下長田・大塚・上出田・下出田・植古閑・広瀬・木柑子花房台
第 12	戸崎支館	今・甲森北・乙森北・上古閑・下赤星・上赤星
第 13	七城老人福祉センター	山崎・上水次・下水次・岡田・流川・辺田・台・瀬戸口・居屋敷の里
第 14	七城公民館	荒牧・高田・五海・西郷・西郷従業員住宅・砂田西団地・羽根木蟹穴・戸田島・七城田中・本村・加恵
第 15	七城体育館	甲佐町・新古閑・清水・宮園・菰入・間所・雇用促進住宅・岩瀬前川
第 16	リバーサイドパーク	板井・梶迫・林原・元村・新村・打越・内島・小野崎・大尺七城松島・上橋田・下橋田
第 17	岩本公民館	小川・姫井・九の峰・楠原・岩本・岩本住宅・伊萩
第 18	高柳集落センター	北桜ヶ水・南桜ヶ水・平・高柳・湯舟・小原
第 19	旭志小学校体育館	妻越・津留・新明団地・高永・伊坂・大迫・特養あさひが丘荘伊坂住宅
第 20	川辺コミュニティセンター	片川瀬・尾足・川上・川下・出分・川辺南・あさひが丘
第 21	泗水総合支所	薬師・上高江・福本一・福本二・泗水社・田吹・福本団地・東原団地村吉・富・富出分・泗水田中・竹の下・迫田団地・堂迫団地北原団地・久米一・久米二・三万田
第 22	泗水東小学校体育館	永・永出分・富納・泗水苑・飛熊・上住吉・南住吉・北住吉・南山手
第 23	泗水西小学校体育館	田島一・田島二・猪の目・岡・泗水平野・井戸方・泗水佐野・糠泉辰頭東団地・辰頭西団地・サニーサイド・田島団地・高江・高江出分
第 24	泗水 B & G 海洋センター体育館	老人ホーム・富の原中央・富の原台・富の原東・ミライアル第1寮菊池園・富の原北・菊農高寮・富の原一・富の原西・朝日団地
第 25	泗水第2体育館	桜山一・桜山二・桜山三・桜山四・桜山五・桜山六・桜山七・桜山八桜山九・永南

菊池の未来をあなたの手で

菊池市長選挙

菊池市議会議員補欠選挙

投票日

4月14日(日)

午前7時～午後7時

告示日

4月7日(日)

任期満了に伴う菊池市長選挙および
欠員2人による菊池市議会議員補欠
選挙を行います。

問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎ 0968 (25) 7201

投票日投票

投票できる人

4月6日調製の菊池市選挙人名簿に登録されている人。ただし、公民権停止者は登録されていても投票はできません。

選挙人名簿登録のための資格要件

・平成5年4月15日までに生まれた人。

・1月6日までに本市に住民票が作成された人。

・4月6日現在で欠格事項（公職選挙法第11条、252条および政治資金規正法第28条）に該当しないこと。

投票所入場券

投票所の入場券は、告示日以降（4月9日頃）に各有権者へ郵送します。投票の際に該当する投票所へお持ちください。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に仕事、行事やレジャーなどで直接投票所に行けない人は、期日前投票または不在者投票ができます。期日前投票または不在者投票をする人は、入場券のはがきを開くと「期日前投票又

その他

※選挙公報は、区長を通じて各戸へ配布します。

※郵送する入場券に記載されている投票所で投票してください。

※当日は、開票速報をホームページに掲載する予定です。

郵便投票ができる人

・身体に重度の障がいがある人。

・要介護者で要介護状態区分が「要介護5」の状態の人。

投票期間

4月8日(月)～4月13日(土)

午前8時30分～午後8時

投票場所

・菊池市役所庁舎1階小会議室

・七城総合支所1階図書監査室

・旭志総合支所1階ロビー

・泗水総合支所1階ロビー

対象者

・期日前投票 菊池市選挙人名簿に登録され、本市で投票する人。

・不在者投票 他の市町村で投票する人。病院や老人ホームなどで投票する人。

は不在者投票の宣誓書・請求書」が印刷されていますので、必要事項を記入して、期日前投票または不在者投票をしてください。